

小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:

<http://osanai-houmu.com/>



<提供サービス>

- ・遺言書
- ・遺産分割協議書
- ・相続手続き
- ・成年後見
- ・生前贈与
- ・事業承継
- ・家族信託
- ・ファイナンシャルプランニング 他

この会報は、お世話になった方々やセミナー参加者にお届けしています。お届け先様からのご相談は初回無料で承っています。



今回のテーマは「同時死亡の推定とは」です。

数人の人が死亡した場合において、その内の1人が他の人の死亡後もなお生存していたことが明らかでないときは、これらの人たちは同時に死亡したものと推定されます(民法第32条の2)。これを同時死亡の推定といいます。

「推定される」という意味は、反対の証明がない限りそのように扱われるということです。「同時に死亡した」ということは、1人の人が他の人より先に死亡した、または後に死亡したということによって得られる利益を主張することができないということを意味します。したがって、同時死亡の推定がなされると、死亡者相互の相続が発生しないこととなります。

例えば、父と母が交通事故に遭い同時に死亡したとの推定を受けた場合、父と母の間では相互に相続は発生しません。子が長男と次男の2人がいた場合、その2人に父の財産と母の財産がそれぞれ相続されます。

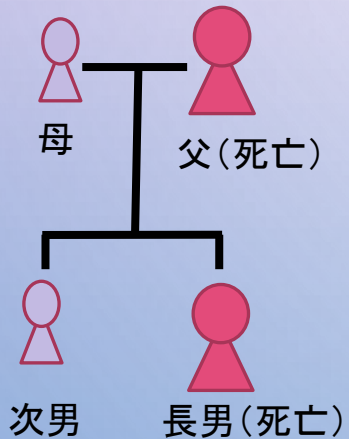
父の財産を100、母の財産を100、子たちの財産は0とした場合、父の財産が50ずつ、母の財産も50ずつ、2人の子に相続され、2人の子たちはそれぞれ100の財産を得ることになります。

父がその場で即死し、母がその後病院で死亡したという場合、一旦、父の財産が母に50、2人の子たちに25ずつ相続されます。この時点で母の財産は、もともと持っていた100と父から相続した50を合わせた150になります。その後、母の財産は2人の子たちに75ずつ相続されます。その結果、子たちの財産はそれぞれ100になり、父母同時死亡の場合と同じ結果になります。

では、交通事故に遭ったのが父と長男だった場合にはどうなるでしょう。父と長男が同時に死亡したと推定された場合、父の財産は長男に相続されません。したがって、母と次男の2人が50ずつ相続します。その結果、母の財産は150、次男の財産は50になります。

もし、同時死亡の推定がなされず父が先に死亡し長男が後で死んだことが判明した場合はどうなるでしょう。この場合、一旦父の財産が母に50、長男と次男に25ずつ相続されます。この時点で母の財産は150となります。そしてその後、長男の財産25は母に相続されます。その結果、母の財産は175、次男の財産は25となり、同時死亡の推定がなされた場合と異なる結果となります。

このように、同時死亡の推定が適用される人の構成によって、推定がなされる場合となされない場合とで、相続分に違いが出てくるわけです。子に配偶者や子(つまり父から見た孫)がいた場合にはどうなるかなどを考えると、ちょっと頭の体操になります。



父と長男に同時死亡の推定がなされたとき	父が先に死亡したことが明らかになったとき
<ul style="list-style-type: none">・父の財産は長男に相続されない・母と次男の2人が50ずつ相続する・その結果 母 : 150(元々持っていた100と夫から相続した50)次男 : 50	<ul style="list-style-type: none">・一旦、父の財産が母に50、長男と次男に25ずつ相続される・この時点で母の財産は150となる・その後、長男の財産25は母に相続される・その結果 母 : 175 次男 : 25